〇総務省令第四十五号

地 方 公 務 員 災 害 補 償 法 阳阳 和 四十二年法 律第百二十一号) 第二条第 七 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 地方公

務 員 災 害 補 償 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地 方 公 務 員 災 害 補 償 法 施 行 規 則 (昭 和 四十二 年自治省令第二十七号) の 一 部を次のように 改正 す

る。

う。

は、

これ

を

加える。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 後 欄 に · 掲 げ るそ (T) 標 記部分 に二重傍線を付 l た 規定 (以 下 「 対 象 規定」 とい

(第五十一条 略)	圧記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
「条略] [第五十一条 同上] 改正後 改正	新設	本のでは、大型地別のでは、大型が、大型は、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、大型、
正後 改正	条同	条
	正	正

附

則